

## 事 情 説 明 書

申述人の父親は、平成27年3月15日に死亡しましたが、申述人について、相続放棄申述書の「相続の開始を知った日」は、申述人が「被相続人の相続財産を知った日」の平成27年4月25日でありますので、その詳細について、以下のとおり説明します。

平成26年3月15日に申述人の父親が亡くなりました。申述人は、平成3年に結婚して徳島の両親と離れて暮らし、その後母親が平成8年になくなりましたので、それ以来申述人の父はアパートで一人暮らししており、収入は年金のみでした。申述人は、結婚後は、父親と会うこともなく、年に1、2度電話をする程度の仲で、申述人は父親の生活状況をほとんど把握していませんでした。

死亡当時父親の財産は少しばかりの現金と郵便貯金の合計14万円程度で、それらはすべて葬儀費用の一部に充てました。アパートを引き払うにあたり遺品の整理をした際、借金の存在をうかがわせる様なものは何も発見されませんでしたので、申述人は父親が借金をしているということは、全く考えもしませんでした。

ところが、平成27年4月25日に埼玉信用保証サービス株式会社名義の請求書が申述人宛に送られてきて、初めて父親に75万円の借金があったことが分かりました。平成12年以來15年間年金で堅実な生活を送っていた父親が、75万円もの借金をする必要があったとは想像すら出来ませんでしたから、上記請求書を受け取る以前に債務の存在を知ることは不可能です。

上記の事情からすると、申述人に関して、相続放棄の熟慮期間の起算点である「自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、埼玉信用保証サービス株式会社からの通知により「被相続人の相続財産を知った日」である平成27年4月25日です。

以上